

ブロック塀等耐震改修補助制度

補助金交付申請は、必ず工事する前に行ってください！

地震が来る前に倒壊・転倒の危険性がある
ブロック塀等をなくすようにしましょう！

危険なブロック塀等の撤去等に対する
費用に補助を受けることができます！

平成21年8月の駿河湾地震により、静岡県内では200個所以上のブロック塀や石塀等に倒壊・転倒などの被害がでました。また、平成23年3月11日の東日本大震災では倒壊したブロック塀等が、避難や救助活動の妨げになり多数の死傷者がでております。

地震により倒壊・転倒する危険性のあるブロック塀等の撤去・改善に静岡市の補助制度をご利用ください。

この補助制度のお問い合わせは

静岡市 建築指導課 安全推進係 (静岡庁舎5階)

TEL:054-221-1124 FAX:054-221-1135

ホームページ：[静岡市 耐震対策](#) [検索](#) ←こちらをクリックしてください

ブロック塀等耐震改修事業補助制度の概要

地震発生時において、ブロック塀・石塀・れんが塀などの倒壊又は転倒による災害を防止しブロック塀等の安全を確保するため、ブロック塀等の耐震改修（撤去・改善）工事を実施する所有者等に対し補助金を交付する制度です。

補助の対象と内容

| 種 類 | 対 象 工 事 | 補 助 額 |
|-------------------------|---|---|
| (撤去) ブロック塀等の 撤去事業 | 地震発生時に倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する工事 ※ブロック塀の場合は、原則4段以上のもの | 当該事業に要する経費（見積金額）と基準額（8,900円/m）とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内とし、1敷地につき10万円を限度とする。 |
| (改善) ブロック塀等の 改善事業 | 緊急輸送路・幹線避難路・避難地沿いのブロック塀等を安全な塀に改善する工事 | 当該事業に要する経費（見積金額）と基準額（38,400円/m）とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内とし、1敷地につき25万円を限度とする。 ※撤去費用は、経費に含まれません。 |

※対象工事の詳細については、お問い合わせください。

補助金額の計算例 【長さ10mのブロック塀等を撤去する場合】

$$\begin{array}{l}
 \text{見積金額} \quad 100,000\text{円} \quad > \quad \text{基準額} \quad 89,000\text{円} \quad (8,900\text{円/m} \times 10\text{m}) \\
 \downarrow \\
 89,000\text{円} \times 1/2 = 44,500\text{円} \Rightarrow \text{補助金額} \quad 44,000\text{円}
 \end{array}$$

※ いずれか少ない額の1/2以内

(※千円未満切捨て)

補助金の申請書類

| 交付申請書添付書類 | 完了報告書添付書類 |
|--|--|
| 1. 補助金交付申請書 2. 工事見積書の写し 3. 撤去（改善）前の配置平面図、立面図 4. 撤去（改善）前の写真 5. 補助金交付請求書 6. 承諾書（補助対象者が所有者以外の場合） 《改善》の場合は、上記に加えて「改善計画図」 | 1. 完了実績報告書 2. 撤去（改善）後の写真 3. 工事契約書の写し又は領収書の写し 《改善》の場合は、上記に加えて「工事の工程写真」 |

☆注 意☆

- ※ 幅員が4m未満の道路に面する場合には、道路幅員を確保するための道路後退が必要となる場合があります。
- ※ 補助金交付決定前に、ブロック塀等の撤去、改善に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。必ず着工前に建築指導課と相談のうえ、補助金の交付申請をしてください。
- ※ 原則、危険なブロック塀等は基礎を除き全て撤去してください。
- ※ 補助金交付後に、建築基準法及び補助制度の基準・条件に適さない塀であることが確認された場合には、補助金を返還していただきます。